



フードバンク認証制度における 電子ロッカー活用事例について

令和 8 年 9 月 16 日
消費者庁

フードバンク認証制度の概要

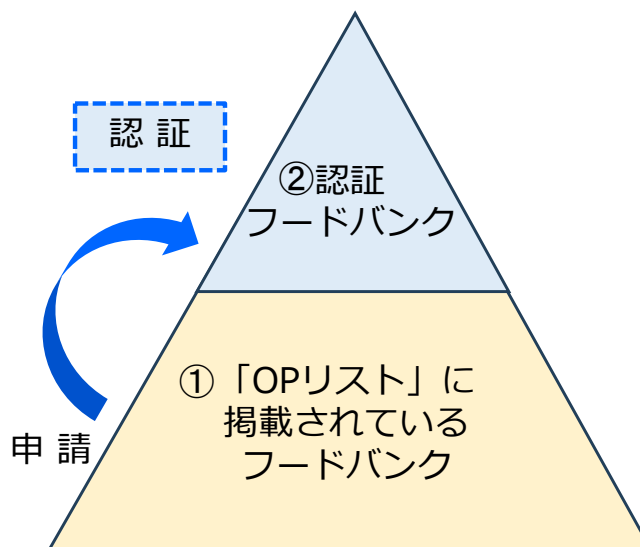
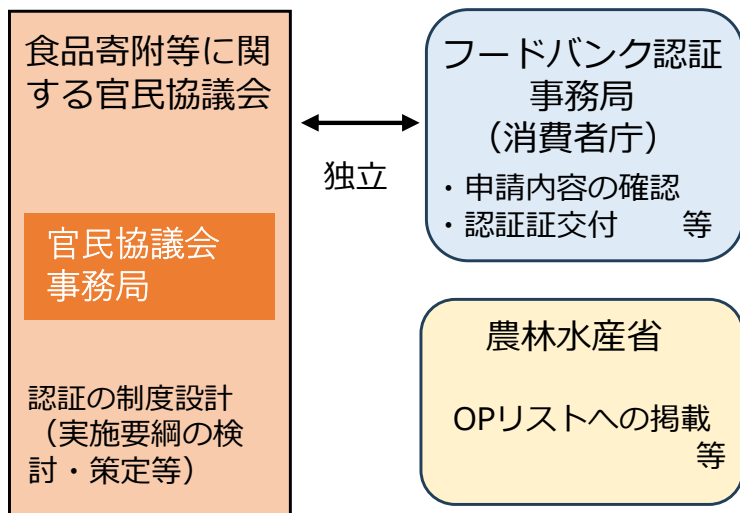
<目的>

一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附の拡大につなげることを目的とする。

<概要>

- ① 希望するフードバンクが団体の情報を申請し、一定の手続きを経て「フードバンクオープンリスト」（以下「OPリスト」という。）に掲載後、公表。
- ② ①の「OPリスト」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインを基に作成された審査基準に則り一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する（以下「認証制度」という。）。

認証制度のイメージ図



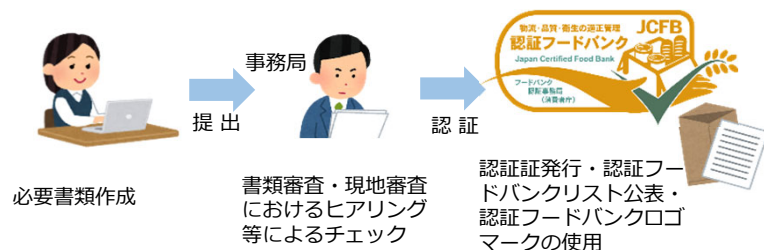
認証制度の具体的内容・手続

審査基準を遵守しているかの回答を証ひょうとともにフードバンク認証事務局に提出。内容・関係書類等の確認の上、ガイドラインに準拠する活動を行っているものを認証。

認証制度の前提となるOPリスト掲載

農林水産省の掲載規程に定める手続に則り、申請を行ったフードバンクをOPリストに掲載。

<認証作業イメージ>



<審査基準の主な項目>

1. 入庫時の確認事項
 - ① 食品情報（保存方法、期限表示、アレルゲン等）把握と記録
 - ② 受け取った食品の状態の確認
2. 保管時の確認事項
 - ① 施設設備の衛生管理
 - ② 食品の品質及び衛生管理（食品の保管、取扱い等）
3. 提供時の確認事項
 - ① 提供食品の状態の確認
 - ② 提供食品の情報の伝達・管理
4. 体制・ガバナンスに関する確認事項
 - ① 提供食品の転売等の禁止、提供食品の提供先及び譲渡先との合意等
 - ② 提供食品による事故に備えた保険加入
 - ③ 提供食品に係る事故発生時における対応

認証取得までのロードマップ

1. 認証の申請に向けた体制の整備

- ・ 認証取得には、フードバンク認証制度審査基準を用いた審査に合格する必要がある。
- ・ 審査基準に記載された要件をクリアするための体制を整備
- ・ フードバンク認証事務局の窓口に不明点の問合せをすることができる。



認証取得に向けた体制の整備が完了

電子ロッカー活用

2. 電子申請に向けた準備

- ・ 申請書類と、審査基準を満たしていることの証ひょう等を準備
- ・ 電子申請に向けたGビズIDの取得



準備が完了

3. 電子申請・書面審査

- ・ Gビズポータル上の電子ロッカー上で申請書類、証ひょう等を提出
- ・ 申請書類等に不備があれば、フードバンク認証事務局から適宜修正等の依頼
- ・ 食品寄附等に関する官民協議会から独立したフードバンク認証事務局が、申請のあったフードバンクが審査基準を満たしているかを客観的に審査



書面審査に合格

4. 現地確認

- ・ フードバンク認証事務局の認証審査員による現地確認を受検
- ・ 認証審査員は申請のあったフードバンクが審査基準を満たしているか否かについて活動実態を確認



認証取得

フードバンク認証制度における電子ロッカーの活用状況

フードバンク団体

GビズID取得

申請を考えているフードバンクについては、GビズID取得を必須とした。

→法人番号を持たない任意団体でもID取得が可能であるため、どのような組織形態のフードバンク団体においても活用しやすい。

申請書、証ひょう類提出

申請書、フードバンク認証制度審査基準各項目に対応する証ひょう類の提出。

→メールを用いてのやりとりと比べ、データ容量制限が緩やか。セキュリティの高い環境下でデータを扱えるため、団体の社外秘資料も提出しやすい。

認証事務局（消費者庁）

申請書、証ひょう類の管理・審査

団体より提出された証ひょう類の管理・審査

→各団体ごと個別の電子ロッカーで証ひょう類を管理できる。また、審査中に証ひょう類の再提出等を依頼した際、共有されるフォルダの中でバージョン管理が完結するため、管理が容易。

チャット機能

電子ロッカーのチャット機能を用いて審査に関する連絡を行う。

→団体ごとのメール管理の必要がなく、過去の連絡について時系列順に確認が容易。



フードバンク団体、認証事務局双方の事務負担を減らし、円滑な認証制度の運用が可能。